

離婚

に関連するおもな手続き

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。
受付窓口欄に ☐ マークのあるものは、枠内に記載されている支所・行政センター等でも受付しています。

	下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身でご確認ください	手続き	該当	必要なもの	受付窓口	受付・ 手続済
--	--	-----	----	-------	------	------------

住所 戸籍	住所が変わる方	・住所変更(転入・転出・転居)	☐	※ 転入・転出・転居のチェックシートをご確認ください	防災庁舎2階 4番窓口 戸籍住民課	
	離婚後も婚姻中の姓を引き続き使用したい方	・離婚の際に称していた氏を称する届	☐	※ 受付窓口でご相談ください	鳥取支所、阿寒湖温泉支所 行政センター市民課	
	新しい姓での印鑑登録が必要な方	・印鑑登録	☐	・登録する印鑑	防災庁舎2階 3番窓口 戸籍住民課	
	姓が変わる方でマイナンバーカードをお持ちの方	・氏名変更	☐	・マイナンバーカード ※ 手続きには、設定している暗証番号が必要となります。	防災庁舎2階 7番窓口 戸籍住民課	

保 険	国民健康保険に加入している方で、 姓が変わる方 または世帯構成に変更がある方	・資格確認書の氏名変更等 ・各種認定証の氏名変更等	☐	・資格確認書 ・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証など	防災庁舎2階 9番窓口 国民健康保険課	
	前配偶者の勤務先の健康保険の扶養から外れて、 国民健康保険に加入する方	・資格確認書または資格情報のお知らせの交付 ・各種認定証の交付 ※ 資格喪失日より14日以内に手続きしてください	☐	・前配偶者の勤務先の健康保険の 資格喪失証明書	阿寒湖温泉支所 行政センター市民課	
	75歳以上の方 または65歳以上で後期高齢者医療制度に 加入している方で姓が変わる方 または世帯構成に変更がある方	・資格確認書または資格情報のお知らせの氏名変更等 ・特定疾病療養受療証の氏名変更等	☐	・資格確認書または資格情報のお知らせ ・特定疾病療養受療証	防災庁舎2階 11番窓口 医療年金課	
年 金	全ての方	・年金の各種手続きがあります (離婚時の年金分割の案内、国民年金 加入手続きなど)	☒	※ 受付窓口でご相談ください	防災庁舎2階 10番窓口 医療年金課	

介 護	姓が変わる方で介護保険証をお持ちの方 (65歳以上または要介護認定を受けている方)	・介護保険証等の氏名変更	☐	※ 受付窓口でご相談ください	防災庁舎3階 24番窓口 介護高齢課	
-----	--	--------------	--------------------------	----------------	-----------------------	--

障がい	姓が変わる方で障がいの手帳をお持ちの方	・氏名変更	☐	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	防災庁舎3階 23番窓口 障がい福祉課	
	姓が変わる方で障害福祉サービス または自立支援医療制度を利用している方	・氏名変更	☐	・障害福祉サービス受給者証 ・障害児通所受給者証 ・自立支援医療受給者証 (精神通院・更生医療・育成医療)	行政センター保健福祉課	
	重度心身障がい者医療費受給者証を お持ちの方	・重度心身障がい者医療費受給者資格 の変更	☐	・重度心身障がい者医療費受給者証 ・健康保険の加入を証する書類	防災庁舎2階 11番窓口 医療年金課	

こども		・児童扶養手当の認定請求	☐	※ 受付窓口でご相談ください	防災庁舎2階 12番窓口 こども支援課	
	ひとり親家庭等の相談がある方	・ひとり親家庭等医療費助成の申請	☐	・健康保険の加入を証する書類(親・子) ・戸籍謄本、児童扶養手当証書、 児童扶養手当認定通知書のいずれか ※ 課税権のある市区町村から発行された 所得を証する書類等が必要な場合があります ※ 在学証明書等が必要な場合があります	防災庁舎2階 11番窓口 医療年金課	
	児童手当を受給している方 (0歳～18歳(高校生等)の年度末まで)	・受給者変更または配偶者の削除 ※ 請求者が公務員で勤務先から支給される 場合、勤務先での手続きとなります ※ 離婚日の翌日から数えて15日以内に 手続きしてください 詳細はこちら→ 	☐	・マイナンバーがわかるもの(請求者) ※ 子と別居しているときは、子も必要 ・請求者の通帳 ・請求者の健康保険の加入を証する 書類(請求者が各種共済組合加入(私立 学校教職員共済を除く)の方のみ)	防災庁舎2階 12番窓口 こども支援課	
	特別児童扶養手当を受給している方	・受給者変更など	☐	※ 受付窓口でご相談ください	防災庁舎2階 12番窓口 こども支援課	
	子ども医療費受給者証をお持ちのお子さんが いる方(0歳～18歳(高校生等)の年度末まで)	・子ども医療費助成の受給者証の 変更・喪失など	☐	・子ども医療費受給者証	防災庁舎2階 11番窓口 医療年金課	
	保育園・認定こども園・幼稚園などに 入園および利用申請をしているお子さんがいる方	・保護者、認定、住所、氏名の変更など	☐	・離婚日の記載と子の記載がある 戸籍謄本または戸籍抄本	防災庁舎3階 21番窓口 こども育成課	
	こども誰でも通園制度(乳児等支援給付)の 認定を受けているお子さんがいる方	・保護者、住所、氏名の変更など	☐			
	小学校・中学校・義務教育学校に通う お子さんがいて、経済的な事情がある方 (生活保護を受給しない方のみ)	・就学援助の申請	☐	学校から申請書を受け取り、 記入のうえ、学校へ提出してください ※ 教育委員会窓口でも申請できます	釧路フィッシャーマンズ ワーフMOO 4階 学校教育課	

税・ 料金	上下水道の使用名義が変わる方	・使用名義変更	☐	お電話で手続きができます	上下水道料金お客様 サービスセンター 0154-43-2161 行政センター阿寒・音別上下水道課	
	税・保険料の納付に関する相談がある方	・口座振替の届出(新規・変更・解約) ・納付相談	☐	(口座振替の届出をされる方) ・預金通帳 ・通帳の届出印	本庁舎1階 4番窓口 納税課 口座振替の届出のみ 行政センター市民課	

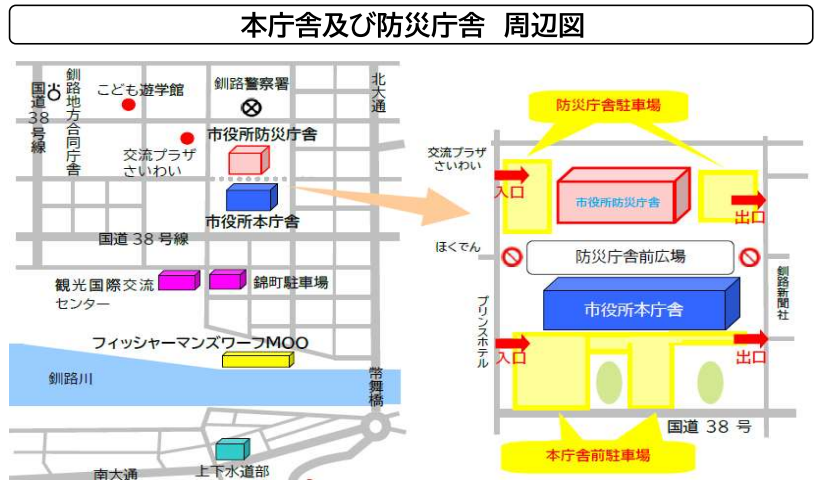
その他	市営住宅を退去する方 または市営住宅に入居・同居を希望する方	・市営住宅の退去手続き ・市営住宅の入居・同居の相談	☐	※ 入居者が増減する場合、必ず届出が必要 ※ 受付窓口でご相談ください	本庁舎5階 一般財団法人 釧路市住宅公社 0154-31-4563 行政センター阿寒・音別建設課
	姓が変わる方で不動産(土地、建物等)を 所有している方	・氏名変更登記をする必要があります。詳しくは法務局におたずねください。 (窓口対応時間:12月29日～1月3日及び土日祝日を除く9時～17時の間) ※ スマート変更登記のご利用方法についても法務局におたずねください。		詳細はこちら↓ 	釧路地方法務局 登記部門 0154-31-5021

☆

釧路市役所

住所:釧路市黒金町7丁目5番地
電話番号:0154-23-5151(代表)





釧路市の公式ラインを開通しています。
ごみの出し方など、暮らしに役立つ便利な情報をお届けしておりますので、ぜひ友達追加をお願いします。

友達追加はこちらから →



- 下記に記載してある支所及び行政センターでも対応可能な手続きがあります。
- ・ 対応可能な手続きは、内側の表でご確認ください。
- ・ 阿寒湖温泉支所では、受付窓口欄に記載がなくても受付できる場合がありますので、窓口でご確認ください。

鳥取支所 釧路市住之江町6番25号		釧路フィッシャーメンズワフMOO 釧路市錦町2丁目4番地	
阿寒町行政センター 釧路市阿寒町中央1丁目4番1号		阿寒湖温泉支所 釧路市阿寒町阿寒湖温泉2丁目6番20号	
音別町行政センター 釧路市音別町中園1丁目134番地		音別町行政センター(保健福祉課) 釧路市音別町中園2丁目119番地1	

開庁時間

あさ 8 時 50 分 ~ 夕方 5 時 20 分
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

※ 一部窓口を除き、窓口受付時間短縮の試験運用を実施しております。
詳細は、右記ページよりご確認ください。

窓口受付時間短縮



釧路市ホームページ <https://www.city.kushiro.lg.jp/index.html>



手続きチェックシート

離婚される方へ

- ・ 当事者間に離婚する意思の合致がある「協議離婚」と、裁判所が関与して離婚が成立する「調停(裁判)離婚」があります。
- ・ 協議離婚の場合、全国共通の離婚届用紙に夫婦双方の署名と証人(成年2人)の署名のうえ、届出してください。
- ・ 未成年のお子さんがあるときは、夫婦の双方または一方を親権者と決めてください。
- ・ 調停(裁判)離婚の場合は、調停の成立または審判・判決の確定した日から10日以内に届出をしてください。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認の書類の提示をお願いいたします。

1点で
本人確認
できるもの

＜官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、資格証＞



運転免許証



マイナンバーカード

その他

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、資格証など

確認に
2点が
必要なもの

- ・資格確認書
- ・年金手帳
- ・顔写真付きの社員証
- ・介護保険証
- ・学生証 等

※ 年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが
引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

- 代理人の人が手続きするときは
1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
 2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
 3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。

関連する手続きは内側にあります。

必要書類がそろわないときは、
後日改めてご来庁いただく場合があります。